

# 事前協議（景観デザインレビュー）制度

世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺で建築物や工作物の計画を行う際には、構想段階（協議内容を計画に反映できる段階）で京都市や専門家との協議が必要です。

## 事前協議の対象となる寺社等（視点場）

- |                       |         |                |            |          |                      |
|-----------------------|---------|----------------|------------|----------|----------------------|
| (1) 賀茂別雷神社<br>(上賀茂神社) | (4) 清水寺 | (9) 天龍寺        | (14) 二条城   | (19) 知恩院 | (24) 妙心寺             |
| (2) 賀茂御祖神社<br>(下鴨神社)  | (5) 醍醐寺 | (10) 鹿苑寺（金閣寺）  | (15) 京都御苑  | (20) 建仁寺 | (25) 相国寺             |
| (3) 教王護国寺（東寺）         | (6) 仁和寺 | (11) 慈照寺（銀閣寺）  | (16) 修学院離宮 | (21) 東福寺 | (26) 真宗本願寺<br>(東本願寺) |
|                       | (7) 高山寺 | (12) 龍安寺       | (17) 桂離宮   | (22) 南禅寺 |                      |
|                       | (8) 西芳寺 | (13) 本願寺（西本願寺） | (18) 北野天満宮 | (23) 大徳寺 | (27) 平安神宮            |

## 手続きの流れ

### 1 対象区域と対象行為の確認

裏面をCHECK！

### 2 景観特性の確認と配慮事項の検討

現地調査やプロフィールなどで確認した地域の景観特性と、それに対する配慮事項を、**事前協議申出書**に記入してください。

#### 歴史的資産周辺の景観情報（プロフィール）

周辺の景観特性やまちの成り立ち等を分かりやすくまとめた資料です。

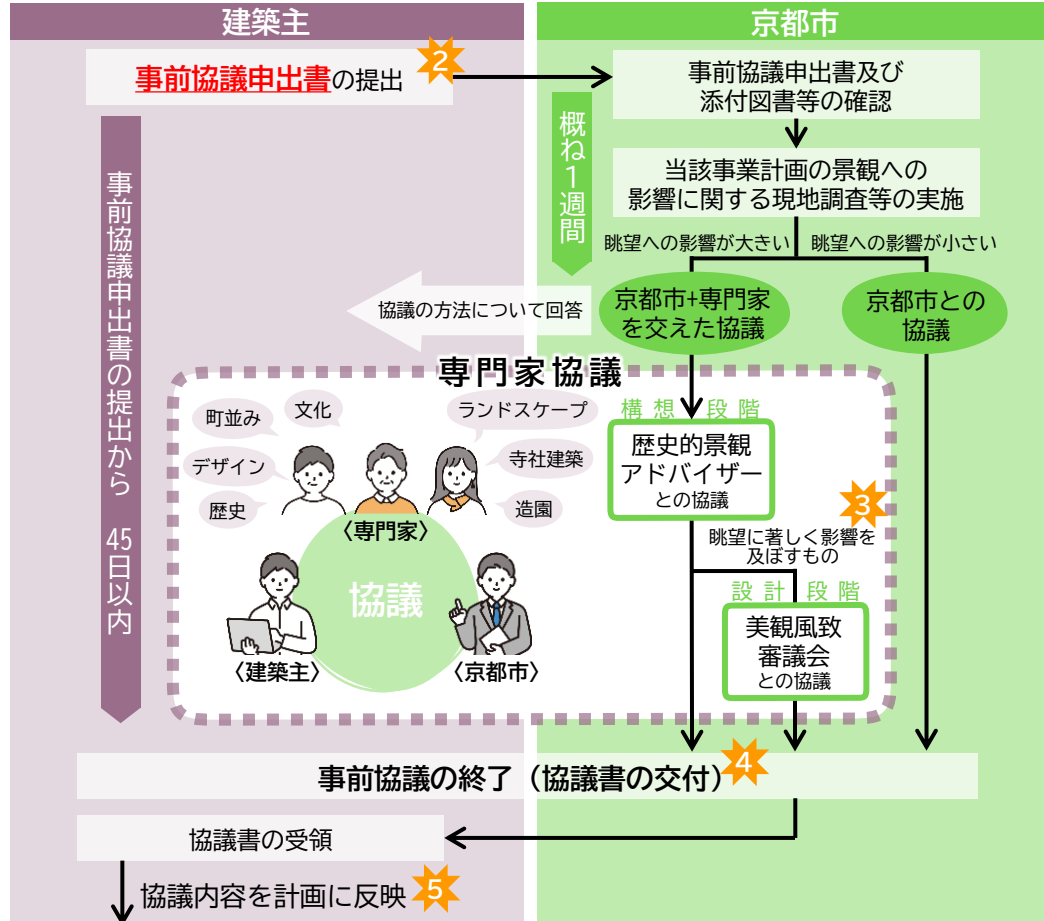


#### 景観情報共有システム

景観規制等に加え、市内の歴史的資産の位置や特徴などを確認できます。



### 3 景観デザインレビューの申出から協議終了まで



計画地やその周辺に相応しい眺望景観を創生するためには、地域の景観特性や歴史性を十分に把握したうえで、景観上どのような配慮を行うかを、構想段階からしっかりと検討することが重要です。



事前協議申出書は、構想段階で提出してください。事前協議は、景観申請等の手続前に行う必要があります。



規模や眺望への影響度合いにより、2段階での専門家協議が必要となる場合があります。  
①構想段階での協議（歴史的景観アドバイザーとの協議）  
②設計段階での協議（美観風致審議会との協議）



協議書には、計画地やその周辺の歴史や自然、文化、まちの成り立ちなどの景観特性に加え、計画するにあたって視点場等からの見え方や周辺の町並みとの調和などを踏まえて配慮すべき事項等を協議内容としてまとめています。



協議の結果を尊重し、協議内容を計画に反映できるように、しっかりと検討してください。



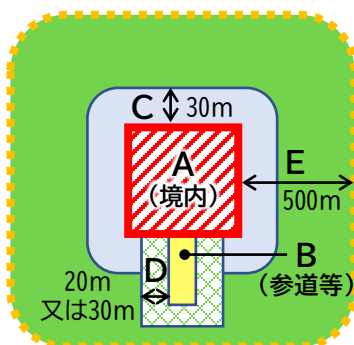
構想段階での手続のため、事前協議後に計画に変更が生じたとしても、変更手続は不要です。

### 4 景観申請等（美観地区、風致地区、修景地区等）の手続

# 景観デザインレビューの対象区域と対象行為

## 〈建築物〉

対象区域の種別	対象行為	左記のうち専門家協議の対象となる行為	
		構想段階	設計段階
		歴史的景観 アドバイザーとの協議	美観風致審議会との協議
<b>A</b> 視点場（境内）	新築又は増築	①地階を除く床面積が500㎡※を超える場合 （建築物が一部でも対象区域に入っていれば必要となります） ②高さが10mを超える建築物 ③優れた眺望景観を創生するために市長が必要と認めるもの	①視点場（1）から（14）のうち、地階を除く床面積が2,000㎡※を超える場合 （建築物が一部でも対象区域に入っていれば必要となります） ②視点場からの眺望に著しく影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの
<b>B</b> 視点場（参道等）			
<b>C</b> 視点場（境内）から30mの範囲			
<b>D</b> 視点場（参道等）から20m又は30mの範囲			
<b>E</b> 視点場（境内）から500mの範囲	床面積2,000㎡以上の新築又は増築※	視点場との関係において優れた眺望景観を創生するために市長が必要と認めるもの	視点場からの眺望に著しく影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの



※増築の場合は、当該増築に係る部分の床面積

## 〈工作物〉

対象区域の種別	対象行為（新設のみ対象）								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	駐車場施設（駐車・駐輪のためにラックやロック板、ゲートなどを設けたもの）	自動車車庫（機械式のもの）	・垣 ・柵 ・塀 ・駒止め ・擁壁 等	・電柱 ・電線 ・変圧塔 ・舗装の表層 ・側溝 等	・公衆電話ボックス ・ポスト 等	・道路標識 ・街灯 ・バス停 等	橋りょう	・河床 ・堰 ・堤防 ・護岸 等	高架の鉄道又は道路等
<b>A</b> 視点場（境内）	全て			-					
<b>B</b> 視点場（参道等）	-			全て					
<b>C</b> 視点場（境内）から30mの範囲	自動車等（自動車、原動機付き自転車及び自転車）の駐車部分の面積が50㎡を超えるもの（車路を含む）	水平投影面積が50㎡を超えるもの	高さが2mを超えるもの又は延長が5mを超えるもの	延長が20mを超えるもの	水平投影面積が1㎡を超えるもの	高さが4.5mを超え、かつ、延長が20mを超えるもの	延長が5mを超えるもの	延長が10mを超えるもの	
<b>D</b> 視点場（参道等）から20m又は30mの範囲			高さが4mを超えるもの又は延長が15mを超えるもの	延長が100mを超えるもの	水平投影面積が5㎡を超えるもの	高さが4.5mを超え、かつ、延長が100mを超えるもの	延長が25mを超えるもの	延長が50mを超えるもの	
<b>E</b> 視点場（境内）から500mの範囲	自動車等の駐車部分の面積が500㎡を超えるもの（車路を含む）	水平投影面積が500㎡を超えるもの	高さが4mを超えるもの又は延長が15mを超えるもの	延長が100mを超えるもの	水平投影面積が5㎡を超えるもの	高さが4.5mを超え、かつ、延長が100mを超えるもの	延長が25mを超えるもの	延長が50mを超えるもの	

## 提出書類について（正・副 計2部）

### ◆事前協議申出書

### ◆付近見取図

### ◆平面図、立面図、断面図

### ◆配置図

建築物は屋根伏で表現してください

### ◆外構図

門、塀、植栽等の位置を示したもの

### ◆着色した完成予想図

パースや周辺の写真に立面図を組み合わせたもの、スケッチなどの外観の完成イメージがわかるもの

### ◆敷地及び敷地周辺の状況を示したカラー写真

遠景、中景、近景、視点場からの見え方を写したものに、敷地形状が分かるように線などをいれたもの

※専門家を交えた協議では、フォトモンタージュによる景観シミュレーションなど、この他の資料の提出をお願いする場合があります。

## 〈問合せ先〉◆デザインレビュー制度について

景観政策課歴史的景観保全担当 (075)222-3397

## ◆美観地区や修景地区等について

景観政策課都市デザイン担当 (075)222-3474

## ◆風致地区等について

風致保全課 (075)222-3475

発行 京都市都市計画局 都市景観部 景観政策課  
 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
 京都市役所分庁舎2階  
 電話 (075) 222-3397 FAX (075) 213-0461

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**  
 京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



京都市印刷物第054034号 令和5年4月発行

京都市 CITY OF KYOTO